

令和
5
年度



©横浜市港北区ミスキー

港北区地域のチカラ応援事業

港北を元気にする活動を
募集します!

新型コロナウイルス感染防止対策のもと、新しい生活スタイルの提案を盛り込んだ地域の課題にチャレンジする事業を応援します!

みなさんのアイデアや思いを活動につなげ、地域のまちづくりや、地域住民を元気にする活動を応援する補助金を交付します。地域で取り組む活動であればジャンルは問いません。5人以上の仲間でご提案ください。



令和5年度の
募集にあたって

- ・応募書類の提出前のヒアリングを行います。必ず予約をお願いします。
- ・申請書に「新型コロナウイルス感染防止対策シート」の添付をお願いします。

★チャレンジコース

最大30万円

活動実績のある団体がチャレンジする事業が対象です。

応募受付期間

令和5年**2月14日(火)**～**3月13日(月)**

ヒアリング期間

令和5年**2月1日(水)**～**3月10日(金)**

要予約

時間 平日：9時～17時

スケジュール

申請書

入手

ヒアリング

目的は?
どんな取組?
コロナ対策は?

提出

～**3/13**(月)

公開提案会

4/15(土)

補助決定

5月中旬

交流・サポート

活動交流
広報支援
相談

★パートナーシップコース

後援名義の使用 補助金なし

区域ではなく一定の地域・エリアで取り組む事業が対象です。

申請期間：通年申請が可能です。原則、実施の2か月前までに申請してください。

→詳しくは裏面をご覧ください。

※本事業は横浜市会における令和5年度予算の議決をもって確定します。



お問合せ
ご相談先

港北区役所地域振興課 地域力推進担当

電話 ▶ **540-2247** FAX ▶ **540-2245**

E-mail ▶ ko-chikara@city.yokohama.jp

港北区地域のチカラ 検索

ホームページ

- ※Eメールでご請求いただければ、申請様式を添付でお送りします。
- ※申請書は区のホームページからダウンロードできます。



港北区地域のチカラ応援事業・コース概要

コース	チャレンジコース	パートナーシップコース
補助金	補助金 上限30万円 「港北区役所」の後援の名義使用	補助金なし 「港北区役所」の後援の名義使用
団体の要件	まちづくり、福祉、防災、防犯、子育て、環境、文化、地域活動などの分野で一定の活動実績がある団体。 この要綱に基づく補助金の交付が、(通算は平成27年度以降) 5回を超えないこと。	まちづくり、福祉、防災、防犯、子育て、環境、文化、地域活動などの分野の事業を行う団体。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていないこと。 ・ 団体の構成員が、主として港北区に在住、在勤、在学していること。 	
事業の要件	地域の課題の解決や魅力づくりに向け、主体的に取り組む事業であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な対象者を港北区民とし、団体の構成員以外を対象とした事業であること。 ・ 補助対象経費の5分の1以上の自主財源が用意できる事業であること。 ・ 補助金の交付決定があった日の属する年度中に実施する事業であること。 	港北区域より小さい一定のエリアの地域で地域の課題解決や地域の魅力づくりなど、港北区役所と一緒に取り組む事業であること。
申請書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助交付申請書 (第1号様式) 2 団体の概要書 (第2号様式) 3 活動実績 (第3号様式) 4 事業計画書 (第4号様式) 5 事業収支予算書 (第6号様式) 6 規約、定款その他これらに類する書類 7 新型コロナウイルス感染防止対策シート 	<ol style="list-style-type: none"> 1 後援名義使用申請書 (パートナーシップコース) 2 事業計画書 3 事業収支予算書 4 規約、定款その他これらに類する書類 5 新型コロナウイルス感染防止対策シート

留意事項 ※補助金の使途には制約があります。

補助金の対象経費

- 講師、指導者及び協力者等への謝金
- 消耗品費 (事務用品、材料費等)
- 印刷費
- 郵送料その他の通信運搬費
- 会場、機材等の使用料及び賃借料
- 保険料
- その他区長が必要と認めた経費

新型コロナウイルス感染防止対応の経費についても補助金の対象とします。

ただし、申請事業に必要かつ上限額内の経費となります。

- ・ 感染予防 手指の消毒液、フェイスガード、マスク等の消耗品
- ・ その他 必要な経費

次のいずれかに該当する事業は、補助対象外となります

- (1) 国又は地方公共団体から既に補助金が交付されている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業
- (4) 団体の親睦を目的とする事業
- (5) 他の団体への助成を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる事業

* 港北区社会福祉協議会「みんなの助成金」が交付されている事業